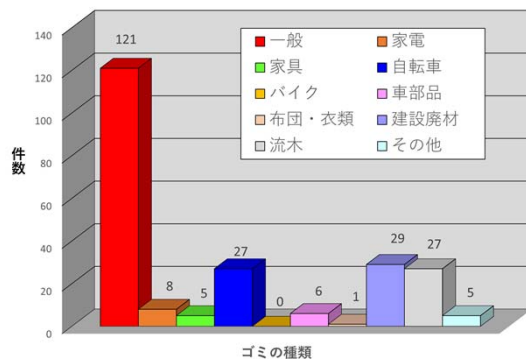


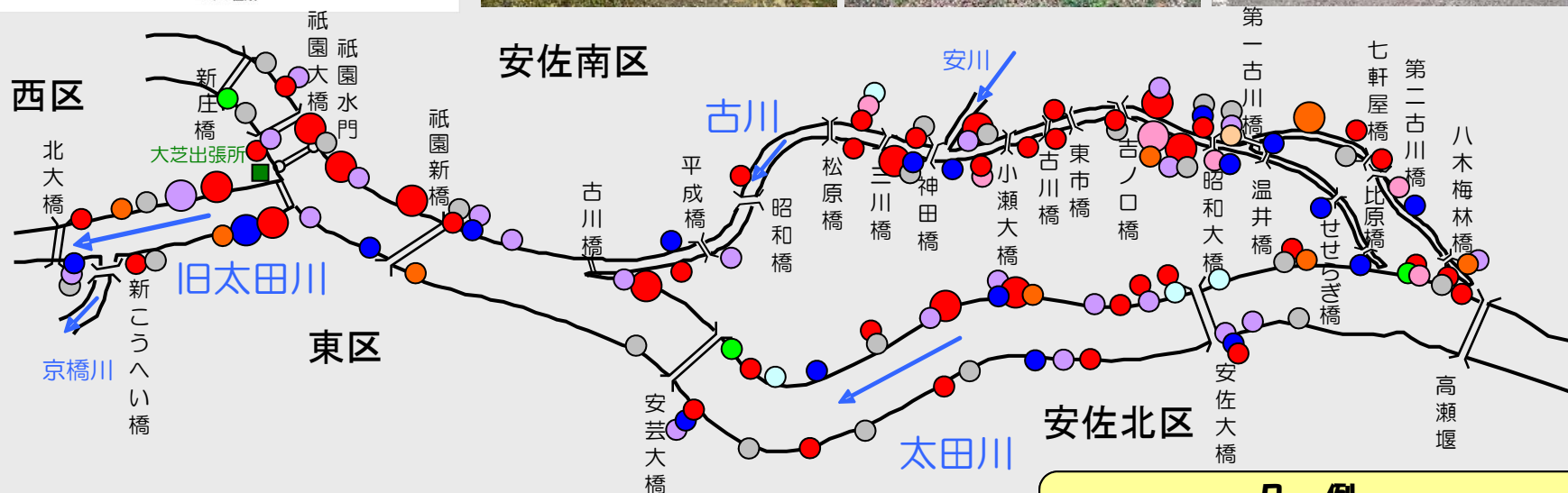
太田川河川事務所 己斐出張所
082-271-1418

大芝出張所管内 太田川・古川・旧太田川 ゴミマップ【令和2年度実績】

R 2 年度 不法投棄ゴミ種類別件数



このゴミマップは、令和2年度(令和2年4月～令和3年3月)に河川パトロールが、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。



凡 例

- 一般ゴミ
- 家電製品
- 家具
- 自転車
- バイク
- 車(部品)
- 布団・衣類
- 建設廃材
- 流木・水草等
- その他



注)ゴミ投棄写真は現実のものを掲載していますが、本図面で貼付している場所とは一致していません。また、写真はほんの一部です。

☆不法投棄を見つけたら
下記までご連絡下さい。

国土交通省 太田川河川事務所
大芝出張所 TEL 237-3404

可部出張所管内 太田川・根谷川・三篠川 ゴミマップ【令和2年度実績】

不法投棄は犯罪です！

可部出張所管内における不法投棄の発見回数(右図)は、近年、増加傾向にあります。

多量の投棄や悪質な物も多く発見されております。

ゴミの不法投棄は、地域的美観が損なわれるだけでなく、わたしたちの生活の源である川の水を汚染する恐れもあります。

そういった違法行為に多くの人が悲しんでいます。

引き続き、広島市、警察と連携しながら、積極的に取締りを実施して参ります。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を投棄した場合、以下の刑に処せられ、又はこれを併科されます。【5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金】

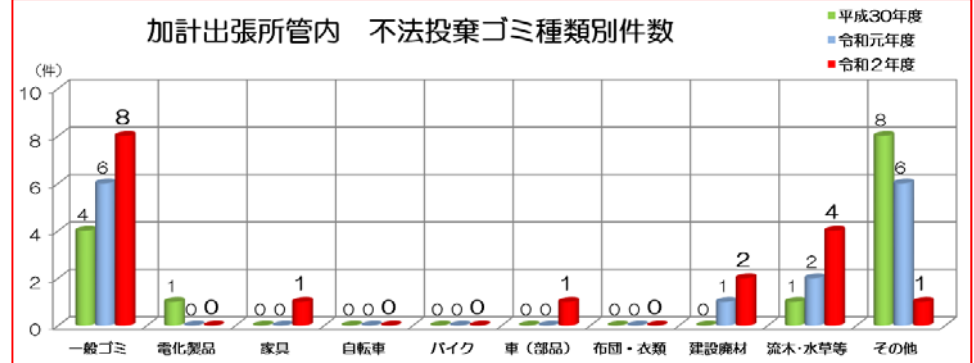
※ このゴミマップは、令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）に河川パトロール等により、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。



加計出張所管内 太田川・滝山川 ゴミマップ 【令和2年度実績】

不法投棄は犯罪です！
～太田川はゴミ捨て場ではありません～

加計出張所管内における不法投棄の発見件数は横倍状態で推移しており、家庭ゴミの他に刈草・剪定枝、古タイヤなども発見されています。河川を利用する一人一人がモラルを持ち、美しい自然環境を守りましょう。



※ このゴミマップは、令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）に河川パトロール等で、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。



注）ゴミ投棄写真は実際のものを掲載していますが、マップに貼付している場所とは一致していません。また、写真はほんの一部です。

★不法投棄を発見されましたら、最寄りの警察 または、国土交通省 太田川河川事務所 加計出張所 まで、ご連絡下さい。TEL（0826）22-1521

小瀬川出張所管内 ゴミマップ

R2. 4~R3. 3

ゴミは立派な資源です。捨てれば沢山の人々の手がかかり、お金が掛かります。
ゴミは、分別し決められた収集日に資源として出しましょう。



国土交通省 小瀬川出張所
TEL 0827-52-2245